

**「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」（素案）に係る
県民意見募集（パブリックコメント）の結果について**

令和6年3月

- 1 募集期間
令和5年11月20日（月）～12月19日（火）
- 2 意見提出者数等
84人・125件
- 3 県民意見募集における意見及び対応

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
1 計画の趣旨等			
1	「広島県教育に関する大綱」に記載のある「次代を担う子供たちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、また、障害の有無にかかわらず、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送る上で、活力ある社会を実現する上で、自らの能力を伸ばし、社会において発揮する機会、誰もが等しく与えられるべきものである。」という考え方を、計画の趣旨に据えていただきたい。	御意見にある考え方は、本県教育全体を貫く重要なものであると認識しています。 なお、この考え方については、本計画12ページ、「③多様なニーズに応じた教育機会の提供」に記載しております。	p. 1 p. 12
2	どこに住んでいても平等に高等学校教育を受けることができ、生徒が自分の将来に希望が持てるよう、県立高等学校の在り方を考えていただきたい。	引き続き、教育の機会均等の観点から、全県的な視野に立ち、今後の中学校等卒業見込み者数の推移、公共交通機関の利便性などの地理的条件等を踏まえ、地域のニーズや生徒・保護者の希望等に応えることができる県立高等学校の適正な配置に努めてまいります。	p. 1 p. 20
3	記載内容には、広島県で取り組んできた人権教育を否定しているようにも捉えられる部分があるが、個人や少数者を大切にすると人権教育こそ教育の基本である。	人権教育については、人権尊重の精神の涵養を目的とし、学習指導要領等に基づき各教科等の学習や道徳教育など、高等学校の教育活動全体を通して適切に指導を行っているところです。	p. 1
4	これまでの、広島県教育の成果や課題について整理するべきではないか。	本県では、平成26年12月に「広島版「学びの変革」アクション・プラン」を策定し、全国に先駆けて、資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を推進してきました。 その結果、「主体的な学び」が定着している生徒の割合が着実に増加するなど、成果が表れているところです。 引き続き、生徒の「深い学び」の実現に向けた教育活動の充実を図ってまいります。	p. 1 p. 5

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
5	「知・徳・体」のそれぞれの面で着実に成果が表れているとあるが、暴力行為の発生件数、長期欠席者数、不登校児童生徒数が増加しており、これまでの取組が生徒指導上の諸問題の解決につながっていないのではないか。	<p>近年、不登校生徒数の増加が続いており、その要因は、本人や家庭の状況に加え、学校における友人関係をめぐる問題や学業の不振など様々であり、個々の状況に応じた支援が必要であると考えています。</p> <p>引き続き、こうした問題に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加えた校内支援チームを編成することや、関係機関等と連携するなどして問題が生起する背景を丁寧に探ることなど、児童生徒一人一人の特性を踏まえた、計画的・組織的・継続的な指導・支援を行ってまいります。</p>	p. 1 p. 12
6	全国的に定員内不合格を出さないよう取り組んでいる都道府県が多い中、広島県においても同様の取組を進めてはどうか。	<p>入学者選抜は、各校長が法令に定められた権限の下、自らの権限に基づいて、各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、当該高等学校における教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判断して可否の決定を行うものです。</p>	p. 1
7	公立高等学校として、定員内不合格を出し続けるのは不適切ではないか。	<p>一方で、中学校卒業段階での進路未決定者は減少傾向にあるものの、依然として一定数いることは大きな課題であると認識しており、引き続き、進路未決定者の解消に向けた取組を進めてまいります。</p>	p. 1
8	県立高等学校の特色づくりばかりに注力するのではなく、どの学校においても様々な進路実現が可能となる多様な教育を提供するべきではないか。	<p>今後、県内の児童生徒数が減少する中においても、地理的条件等にかかわらず、生徒が自らの能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた高等学校教育を受けることができる教育環境を整備してまいります。</p>	p. 1
2 社会の変化や高等学校教育を取り巻く状況（現状と課題）			
9	日本で働く外国人労働者が増えている中、今後どのように外国人と共に暮らしていくのかといった観点も含めてグローバル教育を進めていただきたい。	<p>今後、県内に在留する外国人とその子供の数は一層増えていくことが見込まれており、高等学校においても、こうした社会情勢の変化を踏まえた対応が求められていると考えています。</p> <p>こうした中、自分とは異なる他者の個性や考え方、その背景にある伝統、文化などを柔軟に受け入れていくことが重要であり、今後、国内外の多様な人材とつながり、多様な意見に触れる機会を創出し、多様な価値観の受容につながる取組を積極的に推進してまいります。</p>	p. 3 p. 10 p. 12
10	高等学校に入学する外国籍の生徒が増加している中で、今後、どのように教育を進めていくのが大きな課題である。	<p>また、外国人生徒等に対する日本語指導を一層充実させるなど、「学びのセーフティネット」の一層の充実を図り、多様な観点からのニーズに応じた教育機会の提供に取り組んでまいります。</p>	p. 3 p. 10 p. 12

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
11	<p>少子化・高齢化の進行やグローバル社会が到来している我が国において、一人一人が幸せで安心して生活しつつ、社会を成長発展させるために、どのような教育が必要かを考えていく必要があるのではないかと。</p>	<p>一人一人が幸せで安心な生活を実現していくためには、社会を持続的に発展させていく必要があり、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要があると考えています。</p> <p>そのためには、学校教育において、生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になることを目指すことが重要であり、その実現に向けた、「主体的な学び」を促す教育活動の一層の充実を図ってまいります。</p>	p. 2 p. 7～10
12	<p>計画については、県立高等学校だけでなく、地域の公共交通機関の状況も勘案した内容としていただきたい。</p>	<p>県立高等学校は、地域の高等学校教育を受ける機会の確保や、地域の活性化に重要な役割を担っているものと認識しています。</p> <p>今後、各地域における県立高等学校の在り方について、関係機関と連携しながら検討を行ってまいります。</p>	p. 6～7 p. 22
13	<p>小規模校では、生徒数が少ない利点を生かし、デジタル技術を活用した新たな可能性を模索する必要があるのではないかと。</p>	<p>1学年3学級以下の学校については、これまでも、授業交流等による学校間の連携や地域と連携した特色づくり等に取り組んできました。</p> <p>今後、各学校の更なる活性化に向けて、デジタル技術の活用等を視野に入れた教育方法についても検討してまいります。</p>	p. 6～7 p. 21
3 県立高等学校教育の在り方			
14	<p>学校教育の目的は「人材」の育成ではなく「人格の完成」であり、一人一人が大切にされる社会を作るための担い手を育てることではないかと。</p>	<p>教育の目的については、教育基本法に規定されているとおり、人格の完成を目指して行うものであり、本県高等学校教育も、これを前提として行われているものです。</p>	
15	<p>学校は何よりも「人格の完成」を目標とすべきであり、今後の県立高等学校の再編においては、多様な生徒たち一人一人が安心して通える学校という視点を中心に置くべきではないかと。</p>	<p>こうした前提のもと、令和2年に策定した本県の総合計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」においても、全ての施策を貫く視点として「生涯にわたる人材育成」を掲げており、本計画においても、県立高等学校教育における人材育成として、「多様な人材の育成」を掲げているところです。</p>	p. 7～8
16	<p>社会で活躍できる人材を育成しようとしていることは理解できるが、教育は人格形成のために行われるものであり、それが個人の幸福に繋がるのが第一義でなければならない。</p>		
17	<p>教育が県の成長や発展のためになる人材育成を目的として行われると、そうできない人を切り捨てることにつながるのではないかと。</p>		

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
18	<p>世界で活躍できる人材ばかりに目を向けると、一部のエリートのみを育成ということになりかねない。全ての子供たちの成長や進路の保障、そしてその先にある幸せを願う高等学校教育であってほしい。</p>	<p>誰一人取り残さず、全ての生徒の可能性を引き出す教育活動の充実を図っていくことについて、「<u>3 県立高等学校の在り方</u>」の「<u>県立高等学校教育の目指す姿</u>」に追記します。</p>	p. 7～8
19	<p>大学入学共通テストに関する塾や予備校等の状況分析によると、県立高等学校の各科目の平均点は、全国平均点の前後又はそれ以下となっている。県立高等学校の生徒の学力低下が顕著となっているのではないか。</p>	<p>大学入学共通テストの結果のみをもって、高校生の学力状況を判断することは難しいと認識しておりますが、例えば、県立高等学校卒業生（現役生）の国公立大学への合格者数は、この5年間で約150人増加しております。</p> <p>生徒数が減少していることも踏まえれば、これまで進めてきた「高等学校課題発見・解決学習推進プロジェクト」において授業改善を進めてきたことにより、生徒の資質・能力の育成が図られてきているものと捉えております。</p> <p>今後も、生徒の「主体的な学び」を促す教育活動を一層充実させ、生徒一人一人の進路目標が実現できるよう取り組んでまいります。</p>	p. 8～10
20	<p>学校では、生徒に一律のルールや規則を課し、主体的に行動させることを制限しており、そのような中、「主体的な学び」を推進していくことは難しいのではないか。</p>	<p>校則は、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、設けられるものです。</p> <p>現在、一定の期間が経過し、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、絶えず見直しを行うよう指導しているところです。この校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながり、身近な課題を解決する「主体的な学び」を促すことができると考えられます。</p> <p>頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	p. 8～10

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
21	学校では従前と変わらない「一斉授業」が行われている現状があるが、今後「主体的な学び」や「個別最適な学び」を推進していくことは可能なのか。	<p>「主体的な学び」や「個別最適な学び」を推進していくためには、全ての教員が、「本質的な問い」を設定する力やファシリテートする力、デジタル技術を活用した授業スキルなどを身に付けていくことが重要であると考えています。</p> <p>引き続き、大学や研究機関等とも連携しながら、県立高等学校の教員の資質・能力や専門性の向上に向けた取組を着実に進めてまいります。</p>	p. 8～10 p. 11
22	「一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成」は、高等学校ではなく高等教育で行うことではないか。	御意見にある力を育成するためには、初等中等教育段階において、「個別最適な学び」の推進や、グローバル社会における多様な価値観の受容につながる教育活動の推進を図っていく必要があると考えております。	p. 10
23	デジタル技術の活用について、学校現場や生徒だけに強制するのではなく、県教育委員会においても、教職員研修をオンラインで実施するなど、率先してデジタル技術を活用していただきたい。	<p>県教育委員会が実施している各教職員研修は、対象者に対して必要な研修内容を精選して企画し、効果的な方法により実施しているところです。</p> <p>引き続き、各教職員の資質・能力の向上に資する研修を、デジタル技術を効果的に活用しながら実施することで、教職員の資質・能力の向上を図ってまいります。</p>	p. 11
24	県内の特別支援学級は年々増加し、特別支援学校も分校化・新設が進められている中、インクルーシブな教育環境を整備する必要があるのではないか。	インクルーシブ教育の視点を踏まえた教育活動を充実させることについて、「 <u>3 県立高等学校教育の在り方</u> 」の「 <u>目指す姿の実現に当たって留意すべき事項</u> 」に追記します。	p. 12
25	特別支援学校では、音楽・美術などの教科について、当該教科を専門としていない教員が指導している状況があることから、各専門教科の教諭を配置していただきたい。	本計画や「広島県特別支援教育ビジョン」を踏まえつつ、高等学校における特別支援教育の充実に努めてまいります。	p. 12
26	真に「誰もが等しく」とするのであれば、朝鮮学校なども支援されるべきではないか。	<p>本計画は、今後の県立高等学校の在り方について、基本的な考え方を示すものとしております。</p> <p>御意見を頂いたことについて、関係部署と連携を図ります。</p>	p. 12
27	就学支援金は、所得制限を設けることなく、全ての生徒を対象とするべきではないか。	<p>高校生に対する就学支援金の所得制限を廃止し、支給対象者を拡大することについては、多額の財政負担を要すると見込まれることから、全国知事会や全国都道府県教育委員会連合会などと連携し、経済的支援の拡充について、国へ働きかけているところです。</p> <p>引き続き、高校生に対する経済的支援の拡充に向けて、国への働きかけなどに取り組んでまいります。</p>	p. 12

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
28	「一人一人のニーズに応じて」や「個別最適な学び」と、「小規模校では切磋琢磨できず十分な教育効果を上げられない」という記載は矛盾している。小規模校のよさを認め、大切にしていけるような計画にするべきではないか。	<p>いわゆる小規模校については、生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすいなどのメリットがある一方で、在籍生徒や教員が少ないなど、学校生活の中で他の生徒の多様な考え方や価値観に触れる機会が十分でないことや、部活動や学校行事などにおいて十分な選択肢が持てず生徒の活動に制約が生じるなど、一定規模のメリットを生かした活力ある教育活動を展開することが難しい状況があります。</p> <p>県教育委員会では、高等学校教育の質的水準の維持・向上の観点から、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができることが望ましいと考えており、そのためには一定の学校の規模が必要であると考えております。</p>	p. 12 p. 20
29	小規模校だからこそ、生徒たちは生き生きと活動することができ、教職員や生徒同士で関係を深めることを通して、人を思いやる力や自分で考える力、夢に挑戦する力等の「生きる力」を育むことができている。小規模校でも教育効果は十分に上っているのではないか。		
30	切磋琢磨する上で適切な規模の根拠が示されていない。切磋琢磨することは、一定の規模がなくても可能である。		
31	デジタル社会を担う人材を育成するためには、公費で各学校に高スペックのパソコンを整備する必要があるのではないか。	充実した教育活動を行い、十分な教育効果を上げるために、学校の施設・設備は重要な要素であると考えています。	p. 12
4 県立高等学校の課程・学科等の在り方			
32	広島叡智学園中・高等学校は、社会のニーズに応じて作られた学校なのか疑問に思う。他県から入学した生徒を、広島県の税金で育てていることになっているが、公立高等学校の原則に立ち返る必要があるのではないか。	<p>県教育委員会では、全ての児童生徒の資質・能力を育成する「学びの変革」を推進しているところであり、広島叡智学園中・高等学校は、これを先導する学校として整備したものです。</p> <p>当該校は、その成果を県内の国立や私立の学校も含めて還元することにより、県全体の教育水準の向上につなげる重要な役割を担っており、全県的な「学びの変革」を進めていく上で、必要不可欠な存在であると考えています。</p>	p. 13
33	保護者負担で一人1台端末を購入させているが、一人1台端末の費用は県費で賄うべきではないか。	<p>生徒一人1台端末については、学校の授業だけでなく家庭での授業の振り返りや課題研究など、常時生徒が自由に占有するものであり、生徒が個人で使用する副教材などと同様に考えられることなどから、公費ではなく、保護者負担で整備することとしているところです。</p> <p>なお、BYODの観点から、高校入学前に個人で端末を所有している場合には、教育活動上の支障がない限り、その端末の持込みを認めるようにしております。</p>	p. 13

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
34	家庭では購入した端末の管理が難しく、動画等を視聴すること等により自宅学習が妨げられている。	一人1台端末を効果的に活用することで、生徒の「主体的な学び」を促進させ、思考力・判断力・表現力等をよりよく育成することができると考えております。 同端末の適切な使用に係る指導については、各学校においても行っているところですが、各家庭においても適切な使用を呼びかけていただくよう御協力をお願いいたします。	p. 13
35	普通科では、必履修科目以外の科目の単位数を柔軟に扱うことで教育課程に弾力性が生まれ、特色化が進むのではないかと。	各高等学校における教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるよう、多様な各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮しているところです。	p. 13～14
36	STEAM教育等の文理融合的な学びは重要だが、総合的な探究の時間はそもそも教科横断的な学習活動であるし、国立大学志望者は文理どちらの教科・科目もしっかりと学習していることから、教育課程に位置付けるものではないのではないかと。	引き続き、総合的な探究の時間等を軸に教科等横断的な学びに取り組むなど、生徒が多様な分野の学びに接することができるようにしていくことを通して、各学校の魅力化に取り組んでまいります。	
37	学校のデジタル環境整備を進めていくためにも、情報に特化した学校や学科の新設を検討するべきではないかと。	本計画では、職業系専門学科について、地域のニーズ、生徒の興味・関心等を踏まえ、AI/IoT、5G等の技術革新の進展等に対応するために必要な実践力の育成を図ることができるよう、必要に応じて、学科改編を検討することとしております。 また、普通系専門学科で設置を検討することとしている学科において、デジタル技術を活用して社会的課題を解決する力やその基盤となる理数分野の素養など身に付ける学びに重点的に取り組むことができるよう、 <u>「4 県立高等学校学校の課程・学科等の在り方」の記載内容を改訂します。</u>	p. 15～16
38	吉田高等学校に設置した「探究科」の成果を、他の県立高等学校にも普及させるべきではないかと。	吉田高等学校の「探究科」では、医療や介護、福祉、教育などの分野において、地域の発展に貢献することのできる人材を育成することを目的として、地域の医療や教育、福祉等の関係機関と連携したり、伝統芸能等の資源を活用したりしながら、あらゆる教育活動において「探究」を意識した活動に取り組んでいるところです。 このような学びの成果を踏まえながら、引き続き、各県立高等学校の特色化・魅力化を推進してまいります。	p. 16～17

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
39	「フレキシブルな学びを提供する学校」について、小規模な定時制課程の良さを活かした学校にしていきたい。	<p>定時制課程・通信制課程については、多様な背景を持つ生徒のニーズに応えることができるよう、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の枠組みに捉われないフレキシブルな学びを提供する学校を新たに設置することを検討することとしています。</p> <p>当該校の規模、教育内容等については、定時制課程・通信制課程に在籍している生徒の状況等を踏まえ、今後検討してまいります。</p>	p. 17～18
40	定時制課程・通信制課程だけでなく、全ての学校において、生徒が「自分のペース」で学習を進め、進路希望を叶えることができるようにしていきたい。	<p>高等学校には、大学等への進学を希望する生徒、就職を希望する生徒、多様な学習スタイルや学び直しの機会を必要とする生徒など、様々な目的や学習ニーズを持つ生徒が在籍していると認識しています。</p> <p>県教育委員会では、生徒一人一人の学習進度や能力、関心等に応じて、多様な学びの選択肢を提供することで、生徒が基盤的な学力の習得を含め、主体的に学び続けることができるよう「個別最適な学び」を更に推進し、生徒が個性や特性に応じて、得意分野を更に伸ばし、自信や意欲を持って苦手なことや新しいことに挑戦できるようにしていきます。</p>	p. 17～18 p. 10
41	不登校児童生徒が増加している中、少人数で安心して学ぶことができる定時制課程は不可欠であることから、「フレキシブルな学びを提供する学校」の設置については慎重に検討するべきである。	<p>定時制課程・通信制課程については、引き続き生徒の実態や学習ニーズに対応した教育活動を推進していく中で、生徒を自立した学習者として社会に送り出すために、生徒が人間関係を築きながら、自己の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を、より一層充実させていく必要があると考えています。</p> <p>なお、定時制課程の統廃合については、生徒の高等学校教育を受ける機会の確保に配慮した上で、検討を行ってまいります。</p>	p. 17～18
42	自宅から通える範囲に定時制課程が無くなることのないよう、定時制課程の統廃合については、慎重に検討するべきである。		
43	広島みらい創生高等学校が設置される際に統廃合された県立の定時制課程は、小規模であることを生かした生徒との人間関係の構築や粘り強い指導により、セーフティネットとしての機能を果たしていたが、「フレキシブルな学びを提供する学校」として大規模校になればそのような指導が困難になるのではないかと。		
44	東部地区で小規模の定時制課程を統廃合して設置した芦品まなび学園高等学校は、教員一人が担当する生徒数が格段に増えるとともに、3部制ゆえに教職員同士の連携が難しくなり、学校総体として生徒支援機能が低下した。このことから、新たな「フレキシブルな学びを提供する学校」の設置は慎重に検討するべきである。		

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
5 県立高等学校の配置及び規模の在り方			
45	<p>高等学校で学ぶことを希望する子供たちが、家庭の経済状況や遠距離通学等の状況により、学ぶことをあきらめてしまうことがないよう、県内全域にバランスよく高等学校を配置する必要があるのではないか。</p>	<p>教育の機会均等の観点から、全県的な視野に立ち、今後の中学校等卒業見込み者数の推移、公共交通機関の利便性などの地理的条件、県立高等学校の学校規模、私立、市立及び国立高等学校を含めた高等学校の設置状況等を踏まえ、地域のニーズや生徒・保護者の希望等に応えることができる県立高等学校を適正に配置してまいります。</p> <p>なお、再編整備を行うことにより、高等学校への通学が困難となる地域が生じる場合には、寄宿舎の整備など、生徒の高等学校教育を受ける機会の確保に向けた検討を行います。</p>	p. 20 p. 22
46	<p>「公立高等学校」は、日本のどこにいても同じ内容の教育が受けられるようにすることが原則であり、生徒数の減少により募集停止になることは理解できない。</p>	<p>県立高等学校には、高等学校教育の普及及び機会均等の確保の観点から、私立、市立及び国立高等学校の配置状況を考慮しつつ、全県的な視野に立って教育を提供することが求められているものと認識しております。</p>	p. 20
47	<p>どの高等学校、どの課程においても、確かな学力を保証し、一人一人の個性を伸ばし、大学進学や就職などの進路希望が実現できる、豊かな教育を受けることができる教育環境を整備する必要があるのではないか。</p>	<p>今後、県内の児童生徒数が減少する中においても、地理的条件等にかかわらず、生徒が自らの能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた高等学校教育を受けることができる教育環境を整備してまいります。</p>	p. 1 p. 7
48	<p>生徒減少期にこそ、広島県独自の加配などにより、少人数学級の実現を目指すべきではないか。教育効果が高まるし、一定の学級数も維持できる。</p>	<p>本県の県立高等学校の学級編成については、国の法令に準拠しております。</p> <p>学級編成の改善については、全国都道府県教育長協会等を通じて、国に対して要望しているところです。</p>	p. 20
49	<p>中山間地域の少子・高齢化や過疎化に更に拍車がかかるため、学校の配置は現状維持がよい。</p>	<p>県立高等学校の配置については、高等学校に入学を希望する生徒が、自分の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた、学校、課程、学科等を選択することができるよう、公立高等学校への入学状況を踏まえるとともに、公共交通機関の状況や生徒の通学時間等を勘案して検討することとしております。</p>	p. 20

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
50	小規模校においても、個別最適な学びの視点で発達障害の生徒の進学・就職に強いといった特色づくりに取り組むことができるのではないかと。	いわゆる小規模校については、生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすいなどのメリットがある一方で、在籍生徒や教員が少ない等のことから、学校生活の中で他の生徒などの多様な考え方や価値観に触れる機会が十分でないことや、部活動や学校行事などにおいて十分な選択肢が持てず生徒の活動に制約が生じるなど、一定規模のメリットを生かした活力ある教育活動を展開することが難しい状況があります。	p. 20
51	小規模校では、生徒数が少ないからこそ教職員の支援が行き届いており、生徒一人一人に「生きる力」を育むなど十分な教育効果が上がっている実態がある。小規模校では「活力ある教育活動を展開することが難しい」という考えを改めるべきではないかと。	県教育委員会では、高等学校教育の質的水準の維持・向上の観点から、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができることが望ましいと考えており、そのためには一定の学校の規模が必要であると考えています。【再掲】	
52	生徒数が減少するのは、過疎化や学校の指導力低下、地域住民の無関心が重なった結果である。予算面での学校側の裁量を大幅に増やすことで、立て直し方法の幅も広がるのではないかと。	各学校の魅力化に係る取組が効果的に進められるよう、地元自治体とも連携しながら必要な支援を行ってまいります。	p. 21
53	地元の地域や生徒のためにも、1学年1学級規模校を無くさないでほしい。	各学校において、活力ある教育活動を展開するためには、学校の規模について、一定の下限を設定する必要があると考えています。そのため、本計画では、1学年1学級規模の全日制高等学校について、2年連続して「新入学生徒数が入学定員の2分の1未満又は全校生徒数が収容定員の2分の1未満」となった場合には、①近隣の県立高等学校のキャンパス校、②中高学園構想への移行、③統廃合（市町立学校としての存続を含む）のいずれかとすることとしています。なお、地域に他の高等学校がなく、他地域への通学が極端に困難な学校が対象となった場合は、別途検討することとしています。	p. 21～22

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
54	再編整備に係る基準が緩和されたことは喜ばしいが、学校は持続可能な地域社会を創る上で大きな意味を持つことから、基準の運用についても慎重であってほしい。	各学校において、活力ある教育活動を展開するためには、学校の規模について、一定の下限を設定する必要があると考えています。	p. 21～22
55	新たな再編整備の基準は、今後ますます人口減少が予想される過疎地域においてはハードルが高すぎるため、撤回してほしい。また、過疎地域の生徒が、将来の夢や希望を持って学べる特色ある学校づくりのために、県教育委員会が最大限支援することを記載してほしい。	なお、県立高等学校の再編整備を検討する際には、児童生徒数の推移のみならず、地理的条件など、学校が所在する各地域の実状に配慮するとともに、県立高等学校が地域の高等学校教育を受ける機会の確保や地域の活性化に重要な役割を担っていることを踏まえ、自治体内から県立高等学校が無くなることのないよう留意してまいります。	
56	過疎地域の生徒の高等学校教育を受ける機会が損なわれることのないよう、地域に学校を残すことを計画に記載してもらいたい。		
57	過疎地域で生活する上で、高等学校は地域に無くてはならないものであることから、計画から再編整備基準を削除してほしい。		
58	生徒数の減少は将来的に避けられないが、生徒数だけで学校の存廃を決定するのではなく、地域や同窓会の意見、中学生の状況、学校の取組の状況等を踏まえて慎重に検討するようにしていただきたい。		
59	小規模校でも学校運営に一定の経費が生じている状況や、教員不足が課題となっている状況を踏まえれば、基準どおり県立高等学校の統廃合を進めるべきではないか。	本計画の着実な実施に向けて取組を進めてまいります。	p. 21～22
60	現行計画における再編整備基準が、各方面からの反対によってないがしろにされている。入学者数が20人を下回るようでは、地元からの支持があるとは言えないのではないか。		
61	計画策定に係る議論の中で、中学生以下の児童生徒やその保護者の意見が見られない。高等学校が無くなると地域が衰退すると言うが、卒業後に何人程度の生徒が地元に残るのか。他県に後れを取らないよう、県立高等学校の再編を進めていただきたい。		

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
62	中山間地域以外の地域に所在する県立高等学校の募集停止については、唐突に決定するのではなく、学校関係者、地域住民との合意形成を図る必要がある。また、1学年1学級規模校のような具体的な「取組の方向性」を記載すべきである。	中山間地域以外の地域に所在する県立高等学校については、生徒数の減少が進む中においても学校数がほとんど変わっていない状況であることから、本計画においても引き続き、今後の生徒数の減少に対して、学校規模に関わらず統廃合を検討することとしております。 今後、各地域における県立高等学校の在り方について、地元自治体をはじめ、関係機関とも連携を図りながら検討を行ってまいります。	p. 22
63	中山間地域以外の地域において統廃合を検討する際には、「地元率」などの一面的なデータだけによらず、多面的・多角的に学校の状況を考察していく必要があるのではないかと。	中山間地域以外の地域における再編整備を検討する際には、近年の新入学生徒数や全校生徒数の状況、近隣の高等学校の配置状況及び生徒急増期における高等学校の設置状況などを踏まえつつ、地元自治体など関係者の意見を丁寧に伺いながら、それぞれの地域にとってより望ましい高等学校教育の在り方について検討してまいります。 その際、同じ中山間地域以外の地域に分類される場合でも、自治体の人口規模など状況が異なることに配慮してまいります。	p. 22 p. 20
64	単に小規模校の統廃合を進めるのではなく、「個別最適な学び」のモデルとなる取組を充実させることについて検討されたい。このことにより、5ページに課題として示されている事項の改善にもつながるのではないかと。	計画に基づく施策の実施段階において、御意見も踏まえて取組を進めます。	p. 22
65	一部の学校に入学希望者が偏らないよう、一人でも多くの地元中学生が進学したくなるような魅力ある高等学校づくりに努めていただきたい。	「広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現」に向けて、生徒が未来に夢や希望を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けることができる、魅力ある県立高等学校づくりを進めてまいります。	p. 22 p. 1
参考資料			
66	24ページ以降、参考資料として様々なデータが掲載されているが、数字だけではなく、学校現場の声を聞きながら対応を検討していただきたい。また、「グローバル」や「デジタル」といったキーワードを多く用いているが、現場はついていけないように思う。	計画に基づく施策の実施段階において、御意見も踏まえて取組を進めます。	p. 24～34

番号	意見	県の考え方・対応方針	関連するページ
その他			
67	入試制度の改革により、中学校の教員は自己表現の指導で忙しくなり、生徒も1日で5教科の定期考査を受けさせられるなど苦痛を感じ、成績を落としている。また、中学3年生になって頑張ればよいと考える生徒も現れている。このような状況を知っていただきたい。	自己表現の実施、一次選抜第1日の時程及び調査書の在り方については、令和5年8月に公表した「新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について」において整理し、お示ししたところです。 引き続き、学校、保護者等に対する新制度の丁寧な周知、関係機関等との連携を図ることで、よりよい公立高等学校入学者選抜の実施に努めてまいります。	—
68	公立高等学校入学者選抜の可否判定に欠席日数が考慮されなくなったことや、自己表現の評価が面接教員の気分次第となっているのは理不尽ではないか。		
69	教職員の長時間勤務の解消や業務改善等は喫緊の課題であり、全ての教職員が力を最大限に発揮できるよう、「働き方改革」推進に向けた実効性のある具体策を講じるべきである。	令和5年3月に改定した「学校における働き方改革取組方針」では、子供と向き合う時間の確保と超過勤務の縮減を目標に掲げているところです。 この取組方針に基づき、「学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」、「部活動指導に係る教員の負担軽減」、「学校における組織マネジメントの確立」、「教職員の働き方改革に対する意識の醸成」の四つの視点を柱として、実効性のある取組を進めてまいります。	—
70	「働き方改革」の推進について明記し、全ての教職員一人一人が、持っている力を最大限発揮できるよう取組を推進する必要がある。また、デジタル技術を活用した授業スキルの向上のために、丁寧な研修等の手厚いケアや、専門的な人材の配置等が必須である。	教育のデジタル化の推進に当たって、各学校の推進担当教員を対象とした研修や、指導主事の学校訪問による指導・助言を実施するとともに、デジタル活用支援のためのヘルプデスクを設置しているところです。 今後も、各学校が求める必要な支援を講じてまいります。	—

※ 県民意見募集（パブリックコメント）でいただいた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割して掲載しています。

なお、具体的に内容を判断できなかったものについては、掲載していません。